委託先等で発生した政府機関の要保護情報に係るセキュリティインシデントの情報共有に関する申合せ

令和２年６月 30 日
関係省庁申合せ
令和３年９月 24 日
一　部　改　正

この度政府機関の委託先等において発生した情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）に係る情報共有の在り方を踏まえ、政府機関が管理する要保護情報について、委託先等における適切な取扱いを確保する観点から、委託先等におけるインシデント情報の政府機関から内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）への連絡及びNISCが中心となった情報共有に関する基本的な方針に関して、次のとおり関係省庁で申し合わせることによって政府機関の要保護情報を適正に管理し、もってサイバーセキュリティの確保を図る。

１．本申合せの対象範囲

政府機関が管理する情報であり、委託先等において政府機関から提供された要保護情報及び当該情報を推知し得る情報とする。

２．政府機関における対応

対象機関（別紙）は、委託先等において対象範囲の情報に係るインシデント（機密性・完全性・可用性を損なう又は損なうおそれのある事象）が発生した場合、最高情報セキュリティ責任者の指揮監督の下、速やかに当該インシデントの内容を把握するものとする。

３．NISCに対する連絡事象

各政府機関の最高情報セキュリティ責任者が、国家安全保障に関わる情報漏えいなど重大なインシデントであると判断したときは、被害状況やインシデントの原因等をNISCに連絡するものとする。

４．NISCにおける連絡事象の取扱い

連絡を受けたNISCは、サイバーセキュリティの確保を図る観点から、必要に応じて、確認等を行うとともに、政府機関に必要な助言及び情報提供を行うものとする。

５．その他

本申合せは、運用状況を検証し、適宜見直しを行うものとする。

別紙　対象とする政府機関

内閣官房
内閣法制局
人事院
内閣府
宮内庁
公正取引委員会
個人情報保護委員会
カジノ管理委員会
警察庁
金融庁
消費者庁
復興庁
デジタル庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省